

規制改革実施計画（令和元年 6 月 21 日閣議決定）（抄）

4. 保育・雇用分野

(3) ジョブ型正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員等）の雇用ルールの明確化の検討

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	ジョブ型正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員等）の雇用ルールの明確化の検討	<p>a 「勤務地限定正社員」、「職務限定正社員」等を導入する企業に対し、勤務地（転勤の有無を含む。）、職務、勤務時間等の労働条件について、労働契約の締結時や変更の際に個々の労働者と事業者との間で書面（電子書面を含む。）による確認が確実に行われるよう、以下のような方策について検討し、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準関係法令に規定する使用者による労働条件の明示事項について、勤務地変更（転勤）の有無や転勤の場合の条件が明示されるような方策 ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する就業規則の記載内容について、労働者の勤務地の限定を行う場合には、その旨が就業規則に記載されるような方策 ・労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）に規定する労働契約の内容の確認について、職務や勤務地等の限定の内容について書面で確実に確認できるような方策 <p>b 無期転換ルールの適用状況について労働者や企業等へ調査するなどして、当該制度の実施状況を検証する。</p> <p>c 無期転換ルールが周知されるよう、有期労働契約が更新されて 5 年を超える労働者を雇用する企業は当該労働者に対して無期転換ルールの内容を通知する方策を含め、労働者に対する制度周知の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a: 令和 2 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b, c: 令和元年度中調査を実施し、その結果を踏まえ検討開始</p>	厚生労働省